

事務局規程

第1条 公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第46条により、事務局に関する規程を定める。

第2条 事務局に、次の職員を置く。

事務局長 1名

職員 若干名（主任・主事または期限付主事・臨時職員・嘱託）

2 事務局長は、業務遂行上必要と認めた場合は、臨時職員を雇用することができる。

3 千葉県総合スポーツセンター指定管理者としての業務については、総合スポーツセンター管理事務所（以下「スポーツセンター」という。）に出向するものとし、出向職員の服務等の取扱いはスポーツセンターの諸規程による。

第3条 事務局長の任免は理事会の承認を経て理事長が行う。

第4条 事務局長は事務局を統轄し、職員を指揮、監督する。

第5条 事務局職員の任免は理事会の承認を経て理事長が行う。ただし、嘱託の任免は、専務理事が行う。

第6条 事務局職員は、事務局長の命を受け、本協会の事務を処理する。

第7条 事務局職員の給与については理事長が別に定める。

第8条 庶務その他事務処理上必要な規程は理事会の承認を経て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（平成24年3月21日理事会議決）

2 平成31年4月1日 一部改定